# 令和5年度

香美市国民健康保険事業計画

香美市市民保険課

## 第1 はじめに

国民健康保険制度は、年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得の加入者が多く保険料(税)負担が重いなど構造的な課題を抱えています。そこで、平成27年度に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)が改正され、平成30年4月からは都道府県が国保の財政運営の責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業の確保などで国保運営の中心的役割を担い、市町村は引き続き被保険者の資格管理、保険給付、国保料(税)の設定、賦課・徴収、保健事業等の事務を行うこととなりました。

また、将来にわたって高知県内国保制度を安定的に運営するために、令和3年度より県内国保の保険料水準の統一を目指した議論を始め、令和4年8月に知事と市町村長は令和12年度の統一に向けた合意を行いました。

#### 第2 計画の目的

本計画は、香美市の国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営しつつ適正な保険給付を行い、かつ被保険者の健康の保持・増進を図るための基本方針及び主要な取り組みを定めることにより、計画的に事業を進め効果を上げようとするものです。

# 第3 国保事業運営の現状

J	) 当体事术是首切先仇		
1. 被保険者			
	(1)	香美市総人口と国保加入者	表1、グラフ2
2. 医療費及び保険給付			
	(1)	医療費の状況	表3、グラフ4
	(2)	1人当たりの医療費	グラフ 5
3	3. 国民健康保険税		
	(1)	国保税率の改定状況	表 6
	(2)	1世帯・1人当たり国保税の状況 _	グラフ 7
	(3)	国保税の収納状況	表 8
	(4)	短期被保険者証、資格証明書交付状況	2 _ 表 9
4. 財政			
	(1)	国保特别会計決算状況	表 10
	(2)	財政調整基金保有額の状況	表 11
	(3)	国保税の不納欠損処分状況	表 12
5	. 保信	建事業	
	特定	健康診査・特定保健指導の状況	表 13・14、グラフ 15

#### 第4 基本方針

令和5年度における国保事業の基本方針は、第2次香美市振興計画、第3期香美市 健康増進計画ほか関係各計画との整合性を図りつつ第2期高知県国民健康保険運営 方針を踏まえたうえで、次の事業を推進します。

- 1.被保険者資格を的確に把握し、国保税の適正な賦課を図ります。
- 2. 必要な財源及び負担の公平性を確保するために、適正な課税及び徴収に努めます。
- 3. 国保事業の健全運営と適切な被保険者負担を図るため、保険給付の適正化に努めます。
- 4. 健康寿命の延伸及び生活の質の向上につなげられるよう、保健事業を積極的に実施します。

## 第5 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

#### 第6 事業計画

- 1. 資格管理の適正化
  - (1)無保険や重複加入を防ぐための広報等を行い、対象者に異動手続を促します。
  - (2) オンライン資格確認等システムを利用して、他保険との重複加入解消や長期間無保険状態にある人への国保の加入勧奨に努めます。
  - (3)窓口での受付時に擬制世帯や収入未申告世帯等について情報を収集し、適正な適用 に努めます。
  - (4) 居所不明被保険者の実態を調査し、必要に応じて市民班へ住民登録の職権消除を依頼します。
- 2. 国保税の適正課税及び徴収
  - (1) 国保税の改定と適正な課税
    - ア 国保事業費納付金、交付金、基金の残高及び標準保険料率等を勘案し、適切な 国保税率及び賦課限度額等を決定します。
    - イ 令和4年所得の未申告世帯に対して所得申告を促し、適正な課税に努めます。

#### (2) 財源の確保

ア 収納率の向上

- (ア) 国保税の令和5年度末の収納率を現年度課税分で97.0パーセント以上とし、 被保険者間の公平性の確保を図ります。
- (4) 短期被保険者証及び資格証明書を発行することにより、滞納者に納付意識を

持ってもらうとともに、実態を把握して然るべき納付につなげます。ただし、 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、短期被保険者証の有効期限の見 直し及び資格証明書から短期被保険証への切り替えを行います。

- (ウ) 非自発的失業者や特別な事情のある被保険者には国保税の減免制度がある 旨の周知を図るとともに、関係各課と連携を取り相談者の事情に応じた対応に 努めます。
- (エ) 納税通知書や督促状等の発送に口座振替勧奨を記載した封筒を使用し、口座 振替納付を推奨します。

## イ 交付金等の確保

保険者努力支援制度事業に積極的に取り組み、効果的な財源確保に努めます。

#### 3. 保険給付の適正化

#### (1) 保険給付の適正化

- ア レセプト点検業務を国保連合会に委託し、適正な保険給付の充実強化を図ります。
- イ 総医療費の額等を記載した医療費通知を年6回送付します。
- ウ 後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を記載したジェネリック医薬 品差額通知を送付することにより、被保険者負担の軽減及び医療費の適正化に つなげます。
- エ 重複・多剤服薬等をされている方に服薬情報通知を送付することにより、被保 険者の健康管理の意識を高めます。

## (2) 療養費支給の適正化

柔道整復施術療養費、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費等の支給については、レセプト点検業務を国保連合会に委託することにより適正支給に努めます。

## (3) 窓口負担の減免制度の周知

特別な事情のある被保険者には、医療費一部負担金(窓口負担)の減免等がある旨の周知を図ります。

#### (4) 第三者行為求償事務の取組強化

- ア 交通事故等第三者の行為によって傷病を受けた場合の求償事務を国保連合会 に委託することにより、円滑かつ迅速な対応を図ります。
- イ 第三者行為に伴う傷病届の提出について、「国保のしおり」等の配付により周 知を図ります。
- ウ レセプトで第三者行為による傷病の給付が判明した場合は、本人照会をして手 続を促します。

## 4. 保健事業の推進・強化

## (1) 血管病の重症化予防

高血圧や 糖尿病等の血管病の重症化による脳血管疾患の発症や人工透析への 移行を予防・遅延させるために、被保険者が継続的に医療にかかり疾患をコントロールするための事業を推進します。

- ア 集団での特定健康診査(特定健診)において、血圧がⅡ度高血圧(160/100 mm Hg以上)以上の高血圧未治療被保険者に対して家庭血圧測定指導を行い、必要に応じて適切な医療につなげるよう働きかけます。
- イ 特定健診の結果、医療機関での受診が必要な者や精密検査が必要な被保険者に 受診勧奨を行います。
- ウ 特定健診の結果、血圧、血糖又は腎機能において医療受診を必要と判断された が受診していない被保険者(未治療者)に受診勧奨を行います。
- エ レセプトから過去に糖尿病等の受診・治療歴がある被保険者で直近に受診がない者(治療中断者)を抽出し、受診勧奨を行って適切な医療につなげます。

#### (2) 生活習慣病の発症予防

- ア 集団の特定健診で「フライング特定保健指導」を実施し、特定保健指導「けんこう香美ングセミナー」の利用率の増加と終了率の向上に努めます。
- イ 健診結果説明会を開催し、自身の身体状態と生活習慣の関係を理解してもらい、 生活習慣を改善する動機づけを高めます。

## (3) 特定健診受診率の向上

- ア 特定健診未受診者に、はがき、電話及び訪問による受診勧奨を行います。
- イ 昨年度初めて特定健診を受診した方に、継続を促すための受診勧奨を行います。
- ウ 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分を市が全額負担することにより、 特定健診受診率及び特定保健指導利用率の向上を図ります。

## (4)健康づくりの推進

運動教室(40~74歳対象)を開催し、運動の効果や必要性を理解してもらい、運動習慣の定着を図ります。